

京都市民生委員の定数に関する条例（平成26年3月25日京都市条例第137号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により民生委員法の一部が改正され、民生委員の定数を条例で定めなければならないこととなったことに伴い、当該定数を定めることとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市民生委員の定数に関する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第137号

京都市民生委員の定数に関する条例

民生委員法第4条第1項の規定により、民生委員の定数は、200以上300以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の区域の実情に応じて市長が定める数とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)